

# 公 示

## 公示第 1 2 1 号

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請に対する審査基準の最低車両数の弾力的取扱いについて

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第12号）記4.（3）に基づき、離島等これらの基準によりがたいと認める場合について、下記のとおり取扱いを定めたので公示する。

平成16年3月24日

北陸信越運輸局長 大野裕夫

### 記

#### 1. 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない島しょ部

基準日において、本州との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部であって、その島しょ部内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しないものについては、その島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行わない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可（営業所の新設に係る事業計画の変更認可を含む。以下、同じ。）を受けようとする者の申請があった場合には、当分の間、最低車両数の基準を1両とする。

なお、本取扱いによる一般乗用旅客自動車運送事業の許可の際には、以下の条件を付すこととする。

- （1）業務の範囲は、「島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行ってはならない。」こととする。
- （2）車体には「〇〇島（島しょ部名）限定」の表示をすること。

## 2. 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村

基準日において、その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村（当該市町村に係る営業区域の最低車両数が2両となっている場合を除く。）については、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、当分の間、最低車両数の基準を2両とする。

なお、本取扱いにより一般乗用旅客自動車運送事業の許可の際には、以下の条件を付すこととする。

- (1) 業務の範囲は、「発地及び着地のいずれもが営業所が存在する市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。」こととする。
- (2) 車体には「〇〇市（市町村名）限定」の表示をすること。

## 3. 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域

1. 又は2. に定める場合を除き、基準日において、その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域（当該営業区域の最低車両数が2両となっている場合を除く。）の最低車両数の基準を2両とする。

### 附 則

1. 本公示は、平成16年3月31日以降に申請があったものから適用する。
2. 本公示における基準日は、平成16年3月31日とする。